

## 第5回教育委員会会議録

日 時	平成29年4月26日 開会13:30 閉会14:55
会 場	教育長室
出 席 者	宮 崎 肇 教育長 佐々木 義 朗 委員 山 田 律 子 委員 荒 井 由紀恵 委員 橋 場 正 人 委員
参 与	島 倉 弘 行 教育部長 澤 田 徹 教育部次長 加賀谷 隆 教育部学校指導室長 米 山 伸 哉 企画総務課長 渡 邊 誠 司 学校教育課長 丸 岡 祐一郎 青少年課長 佐 藤 貢 学校指導課長
書 記	田 中 企画総務課総務係長
議 題 及 び 議 事 の 概 要	別紙のとおり

# 1 第5回教育委員会会議付議事件及び結果表

平成29年4月26日 13:30開会

14:55閉会

事件番号	件名	議決結果
議案第1号	千歳市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
議案第2号	千歳市奨学生選考基準の一部を改正する訓令の制定について	原案可決
議案第3号	千歳市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について	原案可決
議案第4号	平成29年度学校評議員の委嘱について	原案可決
議案第5号	千歳市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について	原案可決
議案第6号	千歳市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
報告第1号	教職員の処分内申について	報告済
報告第2号	学校適応指導教室「おあしす」通級生の卒業後の進路について	報告済
報告第3号	平成28年度千歳市いじめアンケート調査（第2回）結果について	報告済

## 2 議題及び会議の概要

教育長	<p>それでは、平成29年第5回教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>議案第3号から第5号まで及び報告第1号は、個人情報に関する議事であるため、秘密会にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	一同了承
教育長	次に会議録の承認をお願いいたします。
企画総務課長	<p>3月23日に開催されました平成29年第4回教育委員会会議は、議案が4件、議案第1号「教育委員会職員の任免について」、議案第2号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、議案第3号「千歳市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び千歳市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「千歳市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、以上の議案について原案のとおり決定いただいております。続いて、報告が2件、報告第1号「平成28年度千歳市学力向上検討委員会報告書について」、報告第2号「平成28年度におけるいじめの把握のためのアンケート調査結果（道調査第2回）について」、以上、報告済みであります。</p>
教育長	会議録承認の件よろしいですか。
委員	一同了承
教育長	<p>次に教育長報告であります。</p> <p>4月の定例校長会ですが、年度当初ですので、たくさん話をしました。これまでに説明させていただいた部分については、説明を割愛させていただきます。</p> <p>平成29年度の主な重点施策については、学力向上について、指導室拡充の件、学習指導員の増員の件をお話ししました。外国語活動については、昨年度は試行ということで、1年生から4年生まで行いましたが、今年度からは完全実施ということで、小学1、2年生5時間、3、4年生10時間を下限の時間として、これ以上の取組をお願いしました。千歳市外国語推進協議会として、各校から先生に集まっただき、次期学習指導要領への対応案の検討をするということで、どのような内容で進めていくか、時数確保が極めて難しいので、その辺りについても、いろいろご議論い</p>

ただきたいと思っています。小学校では平成32年から新たな学習指導要領で教育課程が進められるということですが、国においては、5、6年生は教科化、3、4年生は外国語活動について、平成30年度から先行して行っても良いとのことではありますが、現在、時間割に余裕が無く、時数の確保が難しいというところがあるので、それらについて検討を行っていきたいということです。また、全小学校教員と中学校英語科担当教員を対象としました市教委の研修を8月に実施します。

次に、コミュニティスクール導入の調査研究については、今年度、来年度において、青葉中、高台小、駒里小中の3校を指定して、調査研究を行います。

学力向上に関するパンフレットの作成については、予算のときに説明しましたが、学力の現状や課題、学力の必要性、家庭学習の重要性を分かりやすく解説したパンフレットを作成して、全ての児童生徒保護者に配布を行うということになります。

家庭生活宣言の普及促進ということで、平成29、30年度において、市民協働提案型事業として、市P連と市教委の協働による全学的な普及促進に関する新規事業を行う予定になっております。

I C T機器の整備と活用については、昨年度と今年度で、小学校の習熟度別指導用の教室や、あるいは、小中の特別教室に配置をするということで、今年度で完了ということになります。

アスベスト対策については、前回報告させていただいたと思いますが、全小中学校の敷地内において、空気中に含まれるアスベスト濃度の測定を1月に実施した結果、不検出ということになります。今後は、市の点検マニュアルに基づいて、毎年4月から8月までの間に、全ての学校において、目視等により劣化・損傷調査を実施するということとなります。

「いじめ防止基本方針」の見直しと重大事態への対応については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定がなされましたので、これに伴って、今後、「千歳市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行うということになります。

「子ども110番の家」の拡充ということで、市民協働事業として、緊急避難所子ども110番の家事業を実施して、登録の新規拡大を行いたいということです。

奨学金については、前回に説明したとおり拡充します。

アンカレジ市サンドレイク小交流事業についても、まずサンドレイク小は、千歳小と単独で交流していたものを全ての学校に拡

大するということと、中学校の交流はミアーズがありますが、小中学校の両方とも事務局を観光スポーツ部に移管して窓口の一本化を図るということでもあります。

学校司書配置の拡充については、2人区を増員して、1校あたりの時間数を増加させるということです。

学校施策の積極的な推進にあたっては、年度当初ということで、毎年、校長会で話をしていることをあらかじめ、年度当初にしっかりお願いしたいという趣旨のもので、1点目は、学校教育基本計画の推進です。特に15項目の取組をお願いしています、

2点目は、学力向上の取組、3点目は、体力向上の取組、4点目は、e-カレッジの参加促進、それから、5点目は、部活動指導の見直しに係る申し合わせというものがあまして、例えば、週一日程度は休養日を設けるなど、4点あります。これらに留意して部活動を行っていただきたいということです。6点目は、部活動での外部指導者の活用ができるようになりましたので、それについて少し検討しようということでもあります。

少し割愛して、11点目は、交通安全指導の徹底ということで、特に小学校1年生は通学にまだ慣れていないということから、十分な注意喚起を行うということで、これはいつもこの時期、新聞等で出ているのですが、1学期、4月から6～7月くらいまでが一番事故に合うということですので、十分指導していただきたいということです。

12点目の学校指導室による学校訪問結果は、資料に示した概要のとおりです。

それから、13 特別支援教育年間計画の実施、14 特別支援教育学校指導担当主査の活用、それから15 特別支援教育研修の参加、それから16点目の電子黒板等ICT機器の活用については、応用的な機器の活用が出来ている教職員が91%、基本的な活用に留まる教職員が9%、全然使えないという教職員はいないということで、前年度より率が上がっています。しっかりと活用するようにお願いしたところでは。

それから、17 学校施設の適切な管理、18 教職員の服務規律遵守の徹底ということでもあります。それから、19点目、保護者への対応もしっかりとしていただきたい、21 いじめの対応の留意点、22点目、不登校児童生徒への対応、23 児童生徒への虐待等の兆候に十分注意を払ってもらいたいということです。

26点目は、不審者情報が最近多いので、児童生徒に対して十分注意喚起をしてもらいたいということです。

<p>企画総務課長</p>	<p>30点目の市教委主催の教職員研修の実施について、対象者はしっかりと参加をしてもらいたいということです。</p> <p>少し割愛しましたが、そのような内容であります。</p> <p>私からの報告の内容は、以上であります。これについて、何かご質問などあれば、お伺いしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>それでは、議案に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「千歳市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「千歳市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります。奨学金の額の変更、交付の休止及び休学による休止期間の始期の明確化を図り、併せて奨学生選考基準に定める事項について、実状に沿うよう所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。</p> <p>新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>最初の第4条第1項第4号の奨学金の変更、休止及び中止の基準であります。これは条例第7条から第9条において、具体的な要件、家庭状況に変更、休学、辞退、資格喪失、傷病等が規定されているため、これらを削除するものであります。</p> <p>続きまして、第4条第2項の答申を尊重しなければならないとありますが、この部分につきましては、現在の条例施行規則において、教育委員会は奨学金選考基準を定め、又は変更するときに、奨学生選考委員会に諮問しなければならないこととしておりますが、検討の余地が無い軽微な事項は、実質的に諮問の必要が無いため、教育委員会が諮問を行うかを判断できるように改めるものであります。</p> <p>続きまして、第9条の部分については、奨学金の額の変更及び交付の休止について、変更又は休止の始期の規定が無いことから、これらを明確にするものであります。また、千歳市奨学金条例の第8条に規定する奨学生の休学による奨学金の交付休止期間について、条例施行規則により休学の開始日が月の初日であるという取扱いを補足するものであります。</p> <p>続きまして、第17条関係であります。奨学生選考委員会の会議の庶務を従来は学校教育担当課が行うこととしておりますが、実際に担当しております企画総務担当課に改めるものであります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>教育長</p>	<p>只今の事務局の説明に対してご意見、ご質問等はございますか。</p>

委員	一同了承（原案可決）
教育長	<p>それでは、議案第1号については、只今の内容で決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「千歳市奨学生選考基準の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。</p>
企画総務課長	<p>議案第2号「千歳市奨学生選考基準の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。</p> <p>提案理由であります。千歳市奨学金条例施行規則の改正に伴い、千歳市奨学生選考基準を改めるため、本案を提出するものであります。</p> <p>新旧対照表でご説明いたします。第6項を全部改正しております。定めるべき奨学生選考基準として、奨学金の変更、休止及び中止の基準がありますが、これらを規定した先ほどの条例施行規則第4条第1項第4号が削除となっておりますことから、それに伴い、これらの基準を規定した千歳市奨学生選考基準第6項の規定を削除しております。</p> <p>また、条例では、金額の基準の規定について、「奨学金は、毎年度予算の範囲内で、これを交付する。ただし、1人につき交付する奨学金の額は、次に掲げる額を超えることはできない。」と定めており、これは、学業区分ごとの上限額のみを定めることで、社会経済情勢の変化などを勘案し、規則以下に実際の交付額を委ねることにより、制度運用に柔軟性を持たせたものであります。施行規則第4条第1項第3号において、定めるべき奨学生選考基準として、奨学金の額の決定基準を規定しているため、選考基準に改めて第6条を追加し、決定基準を定めたということでもあります。</p> <p>条例では上限額のみを定めておりますが、実際の運用では、例えば大学生1万円×何人分、高校生7,000円×何人分と、その上限額を以て予算を確保しており、それを基に奨学生の選考人数を決定し支給をしておりましたことから、これを基準額として、改めて規定することにより、一層明確にしたということです。</p> <p>以上であります。</p>
教育長	今の説明に対して、ご意見ご質問有りますか。
山田委員	(5)(6)の専修学校について、どのような学校をいうのか、説明を

企画総務課長	<p>していただきたい。</p> <p>専修学校とは、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校で、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関です。専修学校には、入学資格の違いにより、3つの課程がありますが、そのうち市の奨学金の対象としているのは、専修学校の高等課程と、専修学校の専門課程になります。</p> <p>専修学校の高等課程は、入学資格として、中学校卒業者となりますが、一定の要件を満たしたもので、文部科学大臣が指定した学科の修了者は、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られることになっています。修業年限が3年以上の高等課程の多くが文部科学大臣の指定を受けておりまして、3年制の専修学校の高等課程を卒業すると、専門学校へ進学することができます。そのほか、大学入学資格が付与される専修学校の高等課程を卒業すると、大学・短期大学へ進学することができます。</p> <p>専修学校の専門課程は、いわゆる専門学校でありまして、入学資格があるのは、高等学校卒業者又は3年制の高等専修学校卒業者となります。</p> <p>平成28年度の実績では、専門課程については、5件ほどありましたが、高等課程の採用実績はありませんでした。</p>
山田委員	<p>わかりました。千歳市は、そのような理由で、高等課程を高等学校相当、専門課程を大学相当として、金額を決めているのですね。</p>
教育長	<p>よろしいですか。他に質問はございませんか。無ければ、只今の内容で決定することよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>一同了承（原案可決）</p>
教育長	<p>それでは、提案どおり決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第3号「千歳市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について」、説明をお願いします</p>
委員	<p>一同了承（秘密会：原案可決）</p>
教育長	<p>それでは、原案どおり決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第4号 平成29年度学校評議員の委嘱につい</p>



	て、お願いします
委員	一同了承（秘密会：原案可決）
教育長	<p>それでは、原案どおり決定をさせていただきます。</p> <p>議案第5号 千歳市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について、説明をお願いします</p>
委員	一同了承（秘密会：原案可決）
教育長	<p>それでは、只今の内容で決定をさせていただきます。</p> <p>次は、議案第6号「千歳市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。</p>
学校指導課長	<p>議案第6号「千歳市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。</p> <p>提案理由でございますが、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、本市学校管理規則の引用条文に所要の改正を行い、併せて条文の整備を行うため、本案を提出するものであります。</p> <p>これまで、学校職員に対し、週休日に勤務することを命ずる場合、1日7時間45分又は4時間を振替単位として勤務を命じ、1日の勤務を命じた場合は勤務日に週休日の振替措置を、4時間の勤務を命じた場合は勤務日に勤務時間の割振変更措置を講じておりました。しかしながら、1日の勤務時間は7時間45分であるため、4時間の勤務時間、割振変更2回分を組み合わせると1日の週休日とすることができず、土曜授業等の振替取得に不便な状況がありました。</p> <p>今回の改正により、勤務時間の割振変更について、北海道人事委員会が定める業務、大きく3点ですが、児童生徒の引率に関する業務、学校祭、修学旅行等の学校行事に関する業務、授業及びそれに附随する業務に従事する場合は、4時間又は3時間45分の勤務時間の割振変更を行うことができることとなり、4時間及び3時間45分の勤務時間の割振変更を同じ日に行う場合に限り、1日の週休日とすることができることとなります。</p> <p>新旧対照表で説明いたします。下線部分が変更内容となっております。第31条に週休日及び勤務時間の割振り等の規定がありますが、第3項中「(昭和27年北海道条例第81号)」を削り、「による週</p>

	<p>休日の振替え及び4時間」の次に「(北海道人事委員会規則13-43)第3条第2項に規定する場合にあっては、4時間又は同項で定める時間。以下この条において同じ。)」を加えております。</p> <p>以前にご説明いたしました千歳市立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則案であります。この規則は、交付の日から施行し、改正後の第31条の規定は、平成29年4月1日から適用することとしております。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定賜りますようお願いいたします。</p>
教育長	今の事務局の説明に対してご意見、ご質問等はございますか。
委員	一同了承（原案可決）
教育長	<p>それでは、提案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして報告の部に入りたいと思います。</p> <p>まず、報告第1号「教職員の処分内申について」説明をお願いします。</p>
委員	一同了承（秘密会：報告済）
教育長	<p>それでは、報告第1号については、報告済みといたします。</p> <p>報告第2号「学校適応指導教室「おあしす」通級生の卒業後の進路について」説明をお願いします。</p>
青少年課長	<p>報告第2号「学校適応指導教室「おあしす」通級生の卒業後の進路について」ご報告申し上げます。</p> <p>資料にありますとおり、平成28年度につきまして、卒業生23名の内訳を記載させていただいております。通級生23名全員が進学という形になっております</p> <p>報告については、以上であります。</p>
教育長	今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございますか。
委員	一同了承（報告済）
教育長	<p>それでは、報告第2号については、報告済みといたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「平成28年度千歳市いじめアンケート調</p>

<p>青少年課長</p>	<p>査第2回の結果について」説明をお願いします。</p> <p>報告第3号「平成28年度千歳市いじめアンケート調査第2回の結果について」ご説明いたします。</p> <p>平成28年度千歳市いじめアンケート調査第2回の結果になってございます。実施時期としましては、平成29年1月13日から2月17日までに、調査日を学校に一任して実施しております。調査対象としましては、小中学生全員となっておりますが、中学3年生は時期的な理由から除いております。</p> <p>結果でございますが、全体の回答数、小学校が5,384の回答をいただいております、回答率99.7%となっております。中学校につきましては、回答数1,728、回答率92.6%となっております。なお、このなかで、4月以降にいじめをされたとの回答数でございますが、小学校につきましては299件、回答率5.6%、中学校につきましては13件、回答率0.8%となっております。</p> <p>次にいじめの認知件数でございますが、小学校につきましては1件、中学校につきましては3件となっております、面談した結果、いじめではないと確認した件数につきましては、その差引になりますので、小学校につきましては298件、中学校につきましては11件となっております。</p> <p>また、今でもいじめられていると回答した件数につきましては、小学校0件、中学校1件となっております。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p>
<p>教育長</p>	<p>今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございますか。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>配布資料の中学校のいじめ認知数は2件ですが、説明では3件ということでしたが、どういうことでしょうか。</p>
<p>青少年課長</p>	<p>ご説明いたします。アンケートで、本人が「いじめを受けている」と回答したものは2件でしたが、本人ではなく別の児童生徒から「いじめを見たことがある」として回答があったもので、いじめとして認知したものが1件ありました。資料上では「いじめを見たことがある」は2件でしたが、実際に報告があったのは1件でしたので、3件と報告させていただいております。</p>
<p>教育長</p>	<p>少しわかりにくいので、今後は、もう少しわかりやすく説明するようにしてください。</p>

	<p>3件目の被害生徒は、いじめの認識があったのに、自分でアンケートに書かなかったのは、なぜなのか確認しましたか。そこは、本人の面談で最初に確認すべきことであり、どうして書かなかったのか、その理由を確認するのが大事なことです。本人は、いじめがあったと言っているのだから、書きたくても書けなかった理由が一番大事なところなので、その確認を漏らしては意味が無いので、きちんと確認するように、学校に指導してください。</p> <p>それから、認知率も上げてもらいたい。今回も極めて低い。</p>
<p>青少年課長</p>	<p>昨年度は、いじめ調査アンケートを道調査2回、市調査2回の計4回を実施したところでございますが、当市の認知件数は、小学校15件、中学校18件、合計33件となっております。千人当たり換算いたしますと、平均で小学校が0.69件、中学校が1.88件となっております。平成27年度の児童生徒の問題行動等における全道の小学校の平均が13.9件、中学校が12.0件、全国では、小学校が23.1件、中学校が17.1件となっております。当市におきましては、その平均に比べますとかなり低い状況となっております。</p>
<p>教育長</p>	<p>そのような状況を踏まえて、認知率が少ないことについて、青少年課はどう対応していくのか、説明をしてください。</p>
<p>青少年課長</p>	<p>今年度からでございますけれども、アンケートでいじめがあったということで認知した件数については、その後に面談をしまして、最終的にいじめの件数ということでご報告させていただいておりますけれども、この過程につきまして、共通書式をこちらで用意して、どのような経過を経て、面談の結果、いじめではないと判断したのかというのを出していただくこととしておりまして、今回実施する第1回アンケートの時から、共通書式による判断過程についての報告を実施する予定でございます。</p> <p>それを、青少年課できちんと精査していきます。学校での聞き取りが適切なのか、確認をしていくということです。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかに質問はありますか。よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>一同了承（報告済）</p>
<p>教育長</p>	<p>報告事項は以上であります。その他よろしいですか。これもちまして本日の会議を終了します。</p>